平成２７年（フ）第１６５号
京都市南区上鳥羽角田町49番地
破産者　株式会社高屋工務店
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７８号
神戸市中央区三宮町３丁目９－８三三ビル１Ｆ
破産者　有限会社プラスワン
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０４号
岡山県玉野市宇野４丁目11番16号
破産者　株式会社アクティブサイエンス
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６１号
岡山県玉野市宇野４丁目28番26号
破産者　大倉　　渉
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
広島県呉市青山町５番１号
破産者　株式会社ステディ
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市久茂地２丁目16番３号ＫＭ久茂地ビル201
破産者　株式会社琉球の恵み
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５号
北海道中川郡幕別町字途別７番地２、商業登記簿上の本店所在地茨城県龍ケ崎市貝原塚町2111番地
破産者　株式会社テクノーカ本部
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
岩手県久慈市長内町第35地割123番地19
破産者　いわて森のトレー生産協同組合
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０号
山形県新庄市大字松本615番地の11
破産者　有限会社難波縫製
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第４６号
千葉市若葉区西都賀１丁目17番14号　ヴェルデ西都賀202号、開始決定時の住所千葉県東金市上谷3383番地９
破産者　鈴木　　馨
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
千葉県香取市扇島1205番地１
破産者　関正産業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第５３４号
横浜市中区本牧原３番２―904号
破産者　株式会社菊水
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６６号
神奈川県大和市桜森２丁目20番６－２号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市上和田447番地２
破産者　株式会社ユーセイ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５７９号
横浜市青葉区荏田北３丁目５の25
破産者　有限会社ビリーヴァブル
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０４号
横浜市神奈川区入江１丁目８番７号
破産者　有限会社エースプリント
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９号
福岡県大牟田市築町３番地の６
破産者　有限会社荒木泉商店
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２２号
相模原市南区鵜野森１丁目16番２号
破産者　岩川竜太郎
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０２号
埼玉県深谷市東方町１－１－９　アーバンスクェアＡ105、住民票上の住所埼玉県深谷市東方2029番地14
破産者　矢口　武志
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３７号
京都府亀岡市篠町見晴５丁目19番13号
破産者　八田　典夫
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
鹿児島市下荒田３－８－１　医療法人徳州会鹿児島徳州会病院、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市水引町2970番地
破産者　浜田　隆吉
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係